

**東米良地区農村型地域運営組織形成推進事業（農村 RMO 形成推進事業）
特産品技術継承事業業務委託 審査要領**

1 目的

この要領は、東米良地区農村型地域運営組織形成推進事業（農村 RMO 形成推進事業）業務委託公募審査に関し、公正かつ適正な選考を実施するために必要な事項を定める。

2 審査委員会

委員長 坂元 光志（東米良地区 1000 年協議会 会長）
委員 濱砂 修司（同協議会 特産品技術継承委員会 委員長）
中武 茂（同協議会 特産品技術継承委員会 副委員長）
黒木 智（農政企画課中山間農業振興室 中山間活性化担当）
嵐 紘二郎（西都市農林課 同委員会 委員）
石川 理恵（同協議会 事務局）

3 審査方法

- （1）提出された業務計画書および見積書について書類審査を実施する。
- （2）書類審査は、審査委員会委員長及び委員が別紙「審査票」により 5 段階評価で採点する。
- （3）採点結果を踏まえ、審査委員長が最終決定する。
- （4）審査委員会において業務の円滑な遂行が可能であると判断した場合には、本委託業務の契約の手続きを行うものとする。

4 審査項目

別紙「審査基準表」のとおり